



ゆたかに生きる権利をまもる

尾張東部権利擁護支援センター あすライツ

〒470-0136 日進市竹の山四丁目301番地 日進市障害者福祉センター内  
電話 0561-75-5008 メール mail@owaritoubu-kouken.net

第11号

# 会報

令和3年6月発行



## CONTENTS

理事長あいさつ	P1
令和2年度 事業の振り返り	P2~9
令和2年度 数字で見るあすライツ	P10~11
令和2年度 厚生労働省関連事業	P12~13
職員からのメッセージ・会員募集	P14

## ■ おしらせ ■

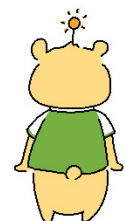


令和3年1月4日より、センターの愛称を「あすライツ」と決めました。

「明日」に権利の「ライツ (rights)」を結び、地域の皆さまの権利をまもり、共に豊かな明日を描いていくという思いが込められています。

「あす」&「ライツ」のマスコットキャラクターも誕生しました。

地域の皆さまに、より身近に感じていただけるセンターを目指して、今年度も職員一同、頑張ってまいります！



## センター開設10周年を迎えて

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター 理事長 加藤佳子



令和2年は日本中がコロナ対応に追われた年でした。その中であってセンターは、コロナ感染予防対策を十分にとりながら従来の業務を実施し、また新たな取り組みも始めました。

研修事業はオンラインを利用し、会場参加者とオンライン参加者との一体感を持てるようにすることで、グループワークなどの話し合いもオンライン上で議論を交わすことができました。今後もオンラインを活用しながら積極的に研修事業を行っていく所存です。

コロナ禍においても相談件数は増加しており、相談は感染予防に配慮し従来どおり対面で行ってきました。これも多くの福祉関係者が研修等に参加され、権利擁護支援が必要な方を相談に繋げていただいているおかげだと思えます。

新たな取り組みとしては、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の担当者とプロジェクトチームを組んで「そろそろシート」を開発したことが挙げられます。日常生活自立支援事業においては、軽度の認知症の方などを対象として福祉サービスの利用援助や金銭管理を行います。認知症が進行した場合にどのタイミングで成年後見制度へ繋いだら良いのか判断に迷うことが現場ではおこっています。そのため、成年後見制度に繋ぐためのタイミングを「そろそろ度」として、その尺度となる項目を抽出しました。この連携ツールが「そろそろシート」です。

このシートは「令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業」における研究事業「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方についての調査研究事業」で取り上げられ、全国から問い合わせをいただいております。どの地域

においても共通の課題があり、そのためのツール開発は大変有意義であったことが評価されました。

市民後見人養成研修は第三期を終え、バンク登録者は令和2年度末で合計43名になりました。そのうち、家庭裁判所から選任の審判を受けて市民後見人として活動した人は20名、令和3年3月末現在活動中の人は10名です。その活動の様子が、国が推進する成年後見制度利用促進のための厚生労働省のポータルサイトで紹介されました。（詳細は本誌12ページをご覧ください。）

センターは本年10月をもって満10年になります。この間、相談事業、後見業務をはじめとして様々な事業を実施してきましたが、後見業務の一つとして（一般にはあまり知られていませんが）、被後見人の方の財産を適切に管理することで、その方が滞納してきた税金や保険料をセンターが代理人として行政など関係機関に返済してきました。センター開設からのおよそ10年間の累積返済額は2,700万円余りに上ります。行政のご支援に対するお返しの一つといえるかもしれません。

これからもセンターは、行政や地域の皆さまに支えられ、連携しながら、理念である「ゆたかに生きる権利をまもる」を実践して参ります。

今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 虐待等権利擁護に関する 相談支援事業

### 1. 専門相談対応

開催日：令和2年5月20日・8月19日・11月10日・令和3年1月18日・1月22日  
場 所：瀬戸市・豊明市・日進市・東郷町  
従事者：専門相談員4名・外部専門職4名  
相談者：一般市民5組

法律職（弁護士・司法書士）や権利擁護支援スーパーバイザーとの連携を図り、法律的な課題や権利擁護に関する課題に対する相談対応を必要に応じて行いました。



### 2. 成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

#### 第1回成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

開催日：令和2年7月29日  
場 所：日進市民会館

昨年度に引き続き日本福祉大学大学院特任教授の平野先生が委員長を務められ、前回の構成メンバーに加えてオブザーバーとして名古屋家庭裁判所家事次席書記官、愛知県福祉局高齢福祉課担当者にも参加いただき議論がなされました。

第1回委員会では昨年度の利用促進計画実施状況について、中核機関の4つの機能のうち（1）利用促進機能（2）後見人支援機能について、また権利擁護支援センターとしての独自事業である、虐待対応や法人後見受任を中心に報告及び評価を行いました。本人情報シートの活用について医師へのアンケート調査結果の分析、また自主事業である法人後見の支援について分析を行うことで、他の法人後見実施機関の検討が欠かせないことなどが議論されました。



平野隆之委員長

#### 第2回成年後見制度利用促進計画 進行管理推進委員会

開催日：令和3年3月17日  
場 所：日進市役所

オブザーバーとして、第1回のメンバーに加えて愛知県社会福祉協議会の担当者にも参加いただきました。

第2回委員会では、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画進行管理の評価を踏まえて、意思決定支援に関するアンケート調査結果の報告、日常生活自立支援事業ミーティングの評価、虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業の報告、尾張東部圏域における市民後見推進検討委員会の報告等がなされました。とくに弁護士・司法書士向け意思決定支援のアンケート調査から、後見人だけでなく本人を支える医療・福祉関係者の支援者が同じ熱量でチーム支援に当たることの大切さ、そのためのリーダーとなる福祉職の養成のほか、今年度実施される意思決定支援ミーティングについて、その必要性の議論がなされました。



### 3.権利擁護支援プロジェクト

#### 第1回高齢者・障害者虐待対応研修会

開催日：令和2年6月30日

場 所：豊明市文化会館

参加人数：18名

内容 講義 「SOSを発見できるまち  
高齢者・障害者虐待の気づきと対応」

演習 よくある虐待の具体例の検討

一般社団法人支援の思想研究会代表の上田晴男氏をスーパーバイザーとしてお招きし、権利擁護・権利擁護支援の違い、「権利擁護支援」を必要とする方々の特性、「虐待」とは何か、高齢者・障害者虐待の特性、虐待発生要因と支援課題の整理等講義が行われました。「権利擁護支援とは本人といっしょに行うことが大切で、虐待とは行為をいうのではなく、状況であるということが分かり、今後の支援につなげていきたいと思った」等の感想が寄せられました。



同じ内容の研修を複数回行うことで、一つの機関、事業所からそれぞれの日程で複数が参加されています。参加者からは、「一つ一つの丁寧な対応の積み重ねの重要性を感じた。」「本人の状況・状態を評価することが大切だと学んだ。」「応用編も是非聞きたい。」等の感想が寄せられました。



#### 第3回高齢者・障害者虐待対応研修会

開催日：令和2年8月4日

場 所：尾張旭市スカイワードあさひ

参加人数：27名

内容 講義 「SOSを発見できるまち  
高齢者・障害者虐待の気づきと対応」

演習 よくある虐待の具体例の検討

第1回は豊明市、第2回は日進市、第3回は尾張旭市と圏域内3か所で同じ研修を行った事で、参加機会を増やすことができ、回を重ねるごとに参加者数が増えました。参加者からは、「わかりやすい講義で虐待に対する基本的な姿勢や認識を再確認した。」「行政権限の根拠として虐待認定があり、もう一度マニュアルを確認したい。」との感想が寄せられました。



#### 第2回高齢者・障害者虐待対応研修会

開催日：令和2年7月17日

場 所：日進市中央福祉センター

参加人数：35名

内容 講義 「SOSを発見できるまち  
高齢者・障害者虐待の気づきと対応」

演習 よくある虐待の具体例の検討



## 4.日常生活自立支援事業ミーティング

第1回

開催日：令和2年7月8日

場 所：日進市障害者福祉センター

第2回

開催日：令和3年3月4日

場 所：日進市民会館

金銭管理や福祉サービス利用援助を担う日常生活自立支援事業は、権利擁護支援において成年後見制度と並ぶ重要なツールです。ミーティングでは、センターと日常生活自立支援事業担当者で「そろそろシート」を用いて課題を検討し、本人にとって必要な支援にスムーズにつながられるよう連携の強化や市町間での意見交換などの話し合いが行われています。



## 5.適正運営委員会

第1回

開催日：令和2年4月17日→中止

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、開催を見合わせ

第2回

開催日：令和2年6月19日

第3回

開催日：令和2年8月7日

第4回

開催日：令和2年10月16日

第5回

開催日：令和2年12月18日

第6回

開催日：令和3年2月5日

場 所：日進市障害者福祉センター

適正運営委員会は、センターが利用者に対して成年後見制度等を活用して適切な支援を行うために、法人受任の検討、市民後見に関すること、地域の権利擁護の課題を協議しています。委員会メンバーは学識経験者、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、保健所、地域包括支援センター、各市町関係課長で構成されています。

本委員会での協議により、これまでに多くの仕組みを作り出してきました。



# 成年後見制度およびその他福祉に関する研修・啓発・相談事業

## 1. 成年後見制度に関する研修啓発事業

### 成年後見セミナー

開催日：令和2年9月18日  
場 所：尾張旭市文化会館  
参加人数：101名

開催予定は6月でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期とし、9月に開催日程を変更して開催しました。

第1部の講演は、京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授の成本迅先生の講演「医療における意思決定支援」、第2部はパネルディスカッション「医療現場での意思決定支援の実態」でした。本人の意思決定を尊重するためには時間をかけて信頼関係を築いていくことが大切であることを考える良い機会となりました。初の試みとしてZOOMで第1部の講演のみをライブ配信するなど、三密を避けて感染防止に十分留意しての開催でした。



第1部 成本迅先生の講演



第2部 パネルディスカッション

## 行政・福祉関係者のための成年後見勉強会

開催日：令和2年7月22日  
場 所：東郷町民会館  
参加人数：38名

新しく成年後見の担当になられた行政の職員及び福祉関係者を対象に毎年行う研修会で、センターの役割や成年後見制度について学びます。また制度につないだ事例を通して、できるだけ多くの福祉関係者が権利擁護の視点をもって、センターにつないでいただくことを目的に行っています。令和2年度は、市民後見人として活動している方にもパネルディスカッションでご登壇いただき、活動の報告をしていただきました。福祉関係者からは、市民後見人の活動の姿勢や支援の在り方に共感する声もあり、市民後見人の周知にもつながった研修会となりました。



## 福祉職向け成年後見実務講座

開催日：令和2年12月8日・14日・24日  
場 所：日進市障害者福祉センター  
参加人数：26名

この講座は2年に一度の頻度で開催してきましたが、すぐに定員に達する人気の講座です。

事例をもとにロールプレイングを行い、それぞれの立場から本人にとって成年後見制度の利用が必要か検討することで、より本人中心の支援について学ぶことを目的としています。

また実務的な申立書類の作成を実際に行うことで、申立に必要な添付書類の確認や、本人申立の際の書類作成のために支援者が行うべき支援などを具体的に学んでいきます。人気講座につき、今年度から毎年行う研修となります。



## よくわかる住民のための成年後見制度勉強会

開催日：令和3年2月10日（水）  
2月13日（土）

場 所：尾張旭市中央公民館  
参加人数：69名

前は2日間わたる研修でしたが、アンケートによるご意見を踏まえ、今回はより参加しやすく、わかりやすい内容での実施を目指し、半日でお伝えしていく形を2回開催することにしました。また、オンラインによる配信も行いました。

第1部の講演では司法書士の中橋千恵子氏をお招きし、「成年後見制度の概要と成年後見人の役割」をテーマにお話いただきました。事例や映像を交えての講義は、受講者から「とてもわかりやすかった」と好評を博しました。

第2部の講演「成年後見制度利用の入り口は『相談』から」と第3部の講演「市民後見人の活動紹介」は、センターの職員が担当し、当センターに寄せられる相談内容や、それに対する当センターの支援・取り組みについて詳しくお話ししました。相談が入ってくるルートは様々であるため、まずはこの成年後見制度を多くの人に知っていただき、支援機関へつなげる権利擁護サポーターになっていただく方が増えることが大切であるとお伝えしました。



## その他住民向け研修会

開催日：令和2年9月26日、12月4日、10日、  
令和3年1月15日、2月6日、7日、  
3月3日

場 所：6市町の全域

対象者：6市町における一般市民等

障害のある方の家族会や自治会、民生委員さんなどから依頼を受けて研修会を行いました。障害のある方は親亡き後を心配されていますし、地域では高齢者世帯や高齢者の単独世帯が増えるなかで消費者被害や詐欺などの心配もあります。地域で暮らし続けるために成年後見制度が一助になるかもしれません。みなさん関心と興味をもって積極的に研修を受講されました。



## その他関係機関・専門職向け研修会

開催日：令和2年8月13日、9月23日、10月  
28日、11月13日、26日、12月11  
日、令和3年2月13日、15日、20日、  
26日

場 所：6市町の全域

対象者：6市町における関係機関職員・専門職等

それぞれの市町で、ケアマネージャーや地域包括支援センターなどの団体による自己研鑽のための研修や、病院の医師・看護師・相談員の方々から依頼を受けて、成年後見制度や権利擁護についての研修を行ってきました。





## 2.権利擁護に関する研修啓発事業

### 第1回 専門職(法律・医療・福祉・行政)の ための権利擁護研修会

開催日：令和3年1月16日（土）  
場 所：日進市障害者福祉センター大会議室  
参加人数：45名

研修会は「人生の最終段階に関わる『苦手意識』を『関わる自信』へ変える援助的コミュニケーション」というテーマで、ごうホームクリニック院長の伊藤剛氏と司法書士法人山西福村事務所の福村雄一氏にご講義いただきました。

講義は会場と名古屋（伊藤氏）と大阪（福村氏）の3か所をオンラインで結び、インターネットで配信されました。その後は会場参加者及びオンライン参加者によるグループワークが行われ、人生の最終段階における支援の困難さについて話し合われました。



### 第2回 専門職(法律・医療・福祉・行政)の ための権利擁護研修会

開催日：令和3年3月24日（水）  
場 所：日進市民会館 小ホール  
参加人数：88名

「終末期における意思決定支援～死ぬときくらい好きにさせてよ～」と題して専門職（法律・医療・福祉・行政）のための権利擁護研修会を「東名古屋医師会医療介護総合研究センターやまびこ」との共催で行いました。

はじめに、きまたクリニック院長の木全秀人先生が「人生会議は踊る」と題して終末期における看取りについて講演を行い、引き続き「もしバナゲーム」を用いて「終末期の思いについて」をテーマにグループワークで話し合いました。自身の終末期の思いを受け止めながら他者の思いや意見も傾聴することで、人それぞれの価値観に触れることのできた研修会でした。



## 3.成年後見制度利用に関する相談事業

### 巡回相談

開催日及び会場  
瀬戸市：第1火曜日 やすらぎ会館  
尾張旭市：第1木曜日 尾張旭市役所  
豊明市：第3火曜日 豊明市役所  
日進市：第2火曜日 日進市役所  
長久手市：第4木曜日 長久手市役所  
東郷町：第3木曜日 東郷町役場

内容  
関係市町ごとに相談日を設定し、センターから遠方の方も相談しやすいように市役所等にて巡回相談を行いました。

延べ参加人数：一般市民110名



### その他

6市町における認知症高齢者・知的障害者・精神障害者及びこれらの親族等、行政・地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の職員、民生委員を対象に、成年後見制度利用に関する必要な情報提供や相談対応、関係機関によるケース会議への参加、成年後見制度申し立て支援、専門職後見人・親族後見人の活動支援（後見活動への助言、報告書の書き方支援）、苦情対応等を随時行いました。

## 4.市民後見推進事業

### 市民後見人の活動

「市民後見人」とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。尾張東部圏域では、平成29年1月に市民後見人第1号が誕生しました。尾張東部圏域におけるこれまでの実績は下表のとおりです。

平成28年8月 第1期市民後見人 バンク登録者	平成30年8月 第2期市民後見人 バンク登録者	令和3年1月 第3期市民後見人 バンク登録者	家庭裁判所から選任された 市民後見人 (令和3年3月末現在)
19名	19名	8名	20名

### 第3期市民後見人養成研修（実務研修1～8）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期されていた実務研修を、感染拡大防止に留意しながら9月9日より、東郷町役場・東郷町民会館・東郷町イーストプラザいこまい館にて行いました。基礎研修を終えて実務研修に進まれた受講生は9名です。

実務研修では、専門家からの講義やグループワークに加え、報告書の書き方等より後見人等として実務を行う際の方法、ご本人の意思決定支援についてなど、より深い内容をお伝えしました。

実習は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、高齢者施設・障害者施設に訪問して利用者とかかわることはできませんでしたので、日進市障害者福祉センター大会議室において、就任直後の行政・金融機関・年金機構での手続きのロールプレイングを行い、実際に後見人等として活動する際にどんな手続きが必要か体験していただきました。

受講生の中には、「重大な責任のある立場となることや、実際に行うことの大変さが不安だ」と感想を持たれる方もいましたが、お互いに励まし合って前向きに研修に取り組み合っていました。



### 第3期市民後見人養成研修が終了し、8名のバンク登録者が誕生！

令和3年1月9日、日進市障害者福祉センターにおいて、第3期市民後見人養成研修の全課程を修了し、市民後見人バンク登録を希望する方の選考を行いました。その結果、8名の方が選考に合格されました。合格された全員が市民後見人バンク登録をされ、同年1月20日に東郷町役場大会議室において、バンク登録者のオリエンテーションを開催しました。東郷町役場福祉部高齢者支援課長の石川登紀子氏から一人一人に修了証書とバンク登録証が授与され、尾張東部圏域の市民後見人バンク登録者は、第1期・第2期と合わせて43名となりました。



## 愛知県主催市民後見セミナー「市民後見～あなたにもできる地域貢献～」



開催日：令和3年3月3日

このセミナーは愛知県社会福祉士会と尾張北部権利擁護支援センター、そして当センターが合同で企画・運営したもので、ウィルあいちをメイン会場として開催される予定でしたが、コロナ禍の影響により、当日はオンライン配信のみとなりました。

第1部の講演では「権利擁護としての成年後見制度」をテーマとして、弁護士の高森裕司氏にご講義いただきました。第2部のパネルトークでは「市民後見人の活動とこれから」をテーマとして、当センター長の住田敦子がコーディネーターを、司法書士の松尾健史氏がコメンテーターを、名古屋家庭裁判所主任書記官の山川久美氏がオブザーバーを務め、橋野玲子氏と加藤優美子氏が市民後見人としての立場から、そして当センター職員の石井友子が監督人の立場から実際の活動について報告を行いました。

## 市民後見人交流会

開催日：令和3年1月27日

場 所：日進市中央福祉センター

1部は福祉関係者と市民後見人バンク登録者の交流会で、2部は市民後見人バンク登録者だけの交流会という構成になっています。

1部では今年度3回にわたって行われた市民後見推進検討委員会による今後の市民後見人の活動のあり方について、住田センター長から報告しました。また、2人の市民後見人が訪問している施設の職員と市民後見人自身のインタビューVTRで、活動の様子や評価について参加者に紹介しました。

参加者からは、「具体的な活動を知ることができてよかった」、「もっと人数が増える事が必要だと意義を理解した」との感想をいただきました。



## 市民後見推進検討委員会

これまでの実績を検証し、今後の市民後見推進の在り方を検討するため、3回にわたって市民後見推進検討委員会を開催し、その結果を報告書にまとめました。

第1回市民後見推進検討委員会

開催日：令和2年7月6日

場所：日進市障害者福祉センター大会議

第2回市民後見推進検討委員会

開催日：令和2年7月27日

場所：日進市障害者福祉センター大会議室

第3回市民後見推進検討委員会

開催日：令和2年8月20日

場所：日進市障害者福祉センター大会議室



## 尾張東部圏域における市民後見推進検討委員会報告書

3回にわたる市民後見推進検討委員会の報告を冊子にまとめました。

市民後見人の報酬については、金銭的なものではなく、多くの方に市民後見人の活動を知ってもらい、社会的評価を高めることだと結論づけられました。

センターのホームページで内容を閲覧することができますので、ご興味のある方はぜひご覧ください。





特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、法律・契約行為や自らの権利をまもるために支援を必要としている方や周囲の支援者の方々に対して、権利擁護に関する相談支援、福祉的配慮に基づく後見事務の提供、市民後見人の監督業務を下記のとおり実施しましたので報告します。

## 相談・後見・監督業務

令和2年度の相談及び法人後見受任状況、監督業務状況は以下のとおりです。



### 1. 相談件数

対象者種別	実人数（人）
認知症	236
知的障害者	57
精神障害者	87
高次脳機能障害	43
その他	61
合計	484

相談方法別	延べ件数（件）
電話	4,593
来所	169
訪問	549
巡回	51
メール	453
ファックス	137
郵送	168
会議研修	26
その他	12
合計	6,158

相談者区分	相談者数（人）
本人・親族	1,728
行政・相談機関等	2,497
その他関係機関	2,863
合計	7,088

援助内容区分	延べ件数（件）
制度説明・制度利用検討	1,580
申立手続き支援	3,172
虐待・権利侵害	125
診断書・鑑定書	291
親族後見人支援	131
専門職後見人支援	869
被後見人家族支援	34
任意後見	29
市民後見人	157
※その他	860
合計	7,248

※親亡き後・不安の解消など

### 2. 法人後見受任状況（センターが法人として後見業務を担っています） 令和3年3月末現在（単位：人）

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	8	4	6	4	0	3	25
知的障害者	2	2	3	3	1	0	11
精神障害者	7	5	1	5	0	2	20
高次脳機能障害	1	0	0	1	1	1	4
合計	18	11	10	13	2	6	60

(単位：件)

援助方法区分	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
電 話	3,305	1,939	960	1,622	615	598	9,039
訪 問	945	534	514	658	66	260	2,977
来 所	24	17	30	333	11	21	436
メール	677	70	16	87	15	4	869
郵 送	991	634	887	806	76	353	3,747
その他	100	112	118	180	17	58	585
合 計	6,042	3,306	2,525	3,686	800	1,294	17,653

### 3.監督業務状況 (市民後見人の監督人としてサポートしています) 令和3年3月末現在 (単位：人)

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	4	3	1	0	0	0	8
知的障害者	1	0	0	0	0	0	1
精神障害者	0	0	0	0	0	0	0
高次脳機能障害	0	0	0	1	0	0	1
合 計	5	3	1	1	0	0	10

### 法人後見による被後見人等の各種滞納の解消 (6市町合計)

尾張東部権利擁護支援センターが後見人等として金銭管理を行い、返済した合計金額は下記のとおりとなりました。(令和2年3月末現在)

(単位：円)

	平成23年度～平成31年度		令和2年度		平成23年度～令和2年度累計	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
税・保険料	41	4,183,400	1	44,200	42	4,227,600
公共料金	32	1,086,114	0	0	32	1,086,114
医療・福祉サービス	31	8,280,101	0	0	31	8,280,101
一般企業等	16	1,252,462	1	1,669,112	17	2,921,574
ローン返済	22	4,919,236	5	767,528	27	5,686,764
その他(生保返済等)	9	5,109,495	1	120,000	10	5,229,495
合計	151	24,830,808	8	2,600,840	159	27,431,648

### 6市町別 平成23年度～令和2年度 累計返済額

(単位：円)

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
税・保険料	2,026,300	108,300	338,400	1,022,700	3,500	728,400	4,227,600
公共料金	78,558	151,353	452,772	284,437	10,032	108,962	1,086,114
医療・福祉サービス	3,515,579	357,193	2,042,280	1,092,841	450,418	821,790	8,280,101
一般企業等	123,022	377,835	457,449	294,156	0	1,669,112	2,921,574
ローン返済	749,596	344,792	0	3,916,803	0	675,573	5,686,764
その他(生保返済等)	0	540,000	0	4,689,495	0	0	5,229,495
合計	6,493,055	1,879,473	3,290,901	11,300,432	463,950	4,003,837	27,431,648



## 1. 任意後見・補助・保佐等強化事業

厚生労働省 成年後見制度利用促進ポータルサイトで、尾張東部権利擁護支援センターの活動が紹介されました。



センターが受任している被保佐人の方とその方の担当者や、センターが監督人を務める市民後見人さんが、厚生労働省の取材を受けて、センターの活動や市民後見人の活動及びバックアップ体制について紹介する映像が作成されました。

下記の動画は、厚生労働省のポータルサイトから見るができます。ぜひご覧ください!

←厚生労働省 成年後見制度利用促進ポータルサイト  
ホーム <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

ホーム > 後見人等のみなさまへ  
市民後見人について

市民後見人の活動編



市民後見人の  
活動編  
QRコード↓



ホーム > 本人・家族・地域のみなさまへ > 成年後見制度の種類  
法定後見制度とは(手続の流れ、費用)

精神障害者における保佐の活用編



精神障害者における  
保佐の活用編  
QRコード↓



アドレスは以下のとおりです。

市民後見人の活動編 <https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/>

精神障害者における保佐の活用編 [https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/legal\\_guardianship/](https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/legal_guardianship/)

## 2.後見人等への意思決定支援研修

厚生労働省「後見人を対象とした意思決定支援研修」 令和2年度は全国10ブロックで研修を開催

国の機関である厚生労働省の社会福祉推進事業のうち、「被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業」において、当センターのセンター長が「意思決定支援を踏まえた後見事務全般に関するワーキング・グループ」の委員として活動しています。

令和2年度は、専門職団体、当事者団体、その他成年後見制度に関連する取り組みをしている団体にヒアリングを重ね、ドラマ仕立ての研修動画の制作に取り組みました。



### ヒアリングした団体

専門職団体、当事者団体、その他成年後見制度に関連する取り組みをしている団体。

- ・日本精神保健福祉士協会
- ・認知症の人と家族の会
- ・全国「精神病」者集団
- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・法人後見・市民後見のとりまとめ団体
- ・品川成年後見センター 等

上記の研修動画は、厚生労働省ポータルサイトの [ホーム>後見人等のみなさまへ>後見人等を対象とした意思決定支援研修](#) から見ることができます。

当センターのセンター長が、「意思決定支援研修」ドラマ場面」の動画に出演しています。こちらもぜひご覧ください！

アドレスは下記のとおりです。または右のQRコードからアクセスください。

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/>



## 職員からの メッセージ



### 住田敦子（センター長）

「人間関係で行き詰った時は心を騒がせず休ませます。煮物と一緒に。時間を置くと、じんわりします」（佐藤初音『「粗食」のきほん〜ごはん〜味噌汁だけ、あればいい』）  
法人後見では、100名を超える方との出会いの中で、生きづらさを抱えた方たちと向き合ってきました。そして私たち職員は、自らの至らなさに苛まれ、悩みながらも諦めず、何度つまずいても「誰かがそばに居続けること」を大切にしてきました。これからも、長期に渡る後見業務では焦らずじっくり、味わい深い関係を築いていくことを目指します。

### 當目眞緒（主任専門相談員）

ここ最近、新しく入職していただいた皆さんにセンターの目指す方向や業務について伝えていくことが中心的な業務でした。今年、幅広い権利擁護全般の相談にしっかり対応できるよう、自分に目を向けスキルアップを目指したいと思います。

### 瀧本由美（副主任専門相談員）

誰だって「こうしなさい。」と言われたり、「あなたのためだから代わりにこうしておいた。」と自分の意に沿わないことをされたりしたら嫌だよなあ。と思いながら仕事をしています。

### 近藤泉（専門相談員）

日々の業務の中でご本人やご家族の気持ちに寄り添いながら相手の立場に立った支援を常に心がけ、精進していきたいと思います。

### 下山貴弘（専門相談員）

あっという間の1年が過ぎ、2年目を迎えました。毎日いろいろなことが起こりますが、「ゆたかに生きる権利をまもる。」という言葉を大切に、業務に励みたいと思います。

### 富田悠仁（専門相談員）

今年の1月に入職しました。ご本人を中心とした支援を実践することの難しさを実感するとともに、その尊さを感じています。日々学ばせていただきながら、余力を残さず業務に励みたいと思います。

### 鈴木万由子（専門相談員）

大学を卒業し4月から相談員として働かせていただいています。ご本人の意思を大切にしたいしなやかな相談員を目指します。丁寧に教えてくださる先輩方からたくさんのことを吸収していきます。

### 石井友子（専門相談員）

後見業務や相談業務にあたるたびに、多くの人生の先輩たちの生き方について学ばせていただいていると感じています。自分らしく生きるということを私自身も考えていたいと思います。

### 山口奈美（専門相談員）

昨年7月に入職しました。子育てとの両立になるため、悩むこともたくさんあります。そんな時は先輩方に助言をいただきながら、日々の業務に取り組んでいます。これからも頑張りたいと思います。

### 木下ふじ系 （事務員兼後見支援員）

3年目を迎えてやっと周りが見え始め、自分の未熟さに気づいて愕然としています。初心を忘れることなく、少しずつでも前へ進めるよう、日々頑張ります！

### 鈴木啓介 （事務員兼後見支援員）

息子がプロ野球選手からYouTuberに転向した（将来の夢の話）。まずは手始めにと動画編集ソフトを導入。そして父がハマる👍

### 加藤優美子 （事務員）

市民後見人養成講座受講がご縁となり昨年6月に入職しました。権利擁護は1枚の書類や毎日の記録から、そして気づくことからと事務作業への見方を更新中です。

### 岩崎教子 （事務員）

昨年6月より、数年ぶりにまたこちらで働かせていただくことになりました。少しでも皆さんのお役に立てるよう頑張っていきたいと思います。

## 会員募集

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターの会員になって、法人を支えてください。行政から委託された事業の範囲は限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください！

- ◆個人正会員 103千円/年
- ◆法人正会員 105千円/年
- ◆賛助会員 102千円/年

入会申込書をお送りしますので、お気軽にお電話ください。  
電話 0561-75-5008 担当：鈴木（啓）



## 編集後記

昨年からアルバイトでお手伝いに来てくれていた大学生が、社会福祉士の国家試験に合格して、今年度センターへ入職しました。昨年入職した20代の職員と一緒に、若い感性で真剣に話し合う姿は本当に頼もしく、そのまぶしさに感動すら覚える今日この頃です。センターでは、幅広い年代の様々な賜物を持った職員が、自分の持ち味を生かして切磋琢磨し合い、地域の皆様のお役に立てるよう業務に励んでいます。今年度も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。  
（文責：木下）